

沼津茶愛飲運動イベント募集要項 【沼津市役所庁舎玄関前ピロティ】

1 目的・概要

沼津茶愛飲WEEKにご協力いただいた飲食店等に対し、沼津茶の魅力的な認知向上と更なる消費拡大を目的に、沼津市役所玄関前を活用したテイクアウト販売を令和7年12月8日(月)から下記のとおり実施します。

2 場 所

沼津市役所正面玄関前ピロティの一面(2.5m×2.5m、別紙1参照)

3 期 間

令和7年12月8日(月)から令和7年12月12日(金)まで

※天候によっては急遽、終了する場合がございます

4 時 間

午前10時から午後2時まで(準備は午前9時半から、撤収は午後2時半までに行ってください)

5 出店料

無料

6 対象事業者

沼津市内で事業を営んでいる者、若しくは、沼津の資源を活用したものを取り扱う物産(飲食物等)など販売している者で、下記の要件を満たすもの。

ア 来庁者の市役所の利用が著しく妨げられるものでないこと。

イ 市民に不快感や嫌悪感を生じさせるものでないこと。

ウ 勧誘や政治的又は宗教的な行為を目的とするものでないこと。

エ 施設を破損する恐れがなく、形状変更しないこと。

オ 青少年等に有害な影響を与える物販の提供等でないこと。また、取り扱う商品が、法令等の定めに違反しないこと。

カ 火器を取り扱わないこと。

キ 音響整備や拡声器等、騒音となり得る機器は使用しないこと。

※販売等に要する費用等はすべて事業者の負担とします。駐車場はご用意できません。市営香貫駐車場をご利用ください。

7 応募資格

ア 実施に当たり法令により必要となる許可、資格等を有すること。

※飲食物等を販売する場合、その場で調理するものや開封して提供するものなどには露天商飲食店営業許可等、保健所などの手続きが必要となります。

イ 沼津市暴力団排除条例(平成24年沼津市条例第22号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等と密接な関係を有しないこと。

ウ 実施にあたり、主催者の指示に従うこと。

8 募集事業者数

1日あたり4事業者程度

9 応募方法

ア 応募申請書（第1号様式）を持参、郵送、メール又はFAXにて下記提出先にご提出ください。

※募集要項に対する質問は、平日9時から17時まで

受付期間 令和7年11月4日（火）午前9時から令和7年11月12日（水）午後5時まで

提出先 沼津市農林農地課

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16-1

沼津市役所農林農地課宛て e-mail : nourin@city.numazu.lg.jp FAX : 055-933-1412

10 事業者の決定

ア 事業者より多数応募があった場合、抽選とします。

イ 応募から決定までの期間は概ね2営業日を要します。

※同一事業者による複数日程応募は可能としますが、応募多数の場合は調整等行うことをご了承ください。

11 出店のルール

ア 出店スペースで出たゴミは各自持ち帰り、出店終了後は原状復帰してください。

イ 出店時間は必ず厳守してください。

ウ 食品等取扱者の体調管理やこまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒、咳エチケットなど、通常の食中毒予防のために行っている一般的な衛生管理を必ず実施してください。

出店前には体調チェック（体温測定など）を必ず行い、発熱等ある場合には出店をお控えください。

エ 購入待機列について、事業者から並ぶよう呼びかけをお願いします。

オ 沼津茶を使用した商品を必ず1品以上販売してください。

12 その他

ア 事業者決定後に、市役所利用者等とトラブルが生じた場合などには、事業の決定を取り消すことがあります。

イ 出店権利を第三者に譲渡、又は転貸してはなりません。

ウ 強風などの悪天候により、事故の恐れがある場合には、当日であっても開催を中止にする場合があります。その際、準備にかかった費用等は全て事業者負担となりますので、あらかじめご了承ください。

エ 机2台、パイプ椅子2脚のみ貸出可能です。

オ キッチンカーで出店希望の事業者は下記までご相談ください。

13 問い合わせ先

沼津市農林農地課

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16-1 沼津市役所5階

電話 : 055-934-4751（直通） e-mail : nourin@city.numazu.lg.jp